



2009年（平成21年）1月23日

淀川水系流域委員会 御中

近畿弁護士会連合会
理事長 森田 重 樹



第25回近畿弁護士会連合会人権擁護大会決議について

謹啓 時下、益々ご清祥のことと時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は当連合会の諸活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会では、去る11月28日に開催いたしました第25回近畿弁護士会連合会人権擁護大会におきまして、別紙のとおり「持続可能な琵琶湖の未来のために専門評価機関の設置を求める決議」を満場一致で採択いたしました。

つきましては、本決議の内容に添った特段のご配慮を速やかにお取りいただきますよう、よろしく願いいたします。

謹白

持続可能な琵琶湖の未来のために専門評価機関の設置を求める決議

- 1 琵琶湖は、ラムサール条約登録湿地であり、約400万年の歴史を持つ世界で3番目に古い湖として豊かな生態系を有している。琵琶湖を含む淀川水系の生態系が健全であることは、近畿地区約1400万人の住民が持続的に生存し活動するための必須の条件である。

しかし、琵琶湖のCOD（化学的酸素要求量）は環境基準を上回ったままであり、富栄養化は改善されずアオコの発生も続いている。加えて、地球温暖化の影響によって、全循環（湖水の循環により湖底に酸素を供給する自然現象）の開始が遅れて不完全なものとなり、そのため湖底の溶存酸素濃度が低下し底生生物に致命的な影響を与えている。

琵琶湖はわが国最大の湖ではあるが、海洋と比較すれば閉鎖的で環境容量の少ない脆弱なものであって、さらなる環境負荷には耐えられない状況にある。また、オオクチバス、ブルーギル等の外来種により、イサザ、ニゴロブナ等の固有種が駆逐されており、生物多様性も危機的状況にある。

- 2 1972年から25年間にわたる琵琶湖総合開発は、内湖の干拓、護岸工事や湖周道路の建設を進める一方で、いわば琵琶湖全体を大きなダム湖にするものであった。これらの開発事業により自然景観が破壊され、自然の水位変動リズムが奪われて生物多様性も損なわれた。社会的側面では、湖周道路の建設や上下水道の完備によって、水辺空間と生活空間が分断され、水循環と結びついた人々の生活様式を大きく変貌させた。経済的側面では、経済発展に一定の効果を残した面もあるが、水源涵養を目的として滋賀県造林公社がした分収造林事業関係では1000億円を超える累積債務問題も表面化し、そのあり方が問題となるなど莫大な費用（公共事業費）に見合うだけの効果が持続的に表れているかは疑問である。以上のような種々の問題を孕む琵琶湖総合開発については、公共事業としての適正さ・合理性について事後評価が必要であるが、いまだ十分な検証がなされていない。

さらなる公共事業として、滋賀県は北川第一ダム等の建設を進め、また、国土交通省近畿地方整備局は丹生ダム・大戸川ダム等の建設を進めている。これらのダム建設により大きな環境負荷や財政負担が生じることが予想されるが、堤防強化等の代替案の検討は不十分である。にもかかわらず、近畿地方整備局は淀川水系流域委員会の最終意見を無視して河川整備計画を決定しようとしており、従来型の開発志向に固執してダム建設に邁進しているといわざるをえない。

- 3 1992年に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、「持続可能な理念」が具体的に提示され、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」が採択された。また、世界気象機構と国連環境計画によって設立された気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change；IPCC）は、科学関係者と政策立案者との共同作業により地球温暖化問題に関する評価報告書を公表して、各国の政策決定に大きな影響を与えている。

わが国においても、地球サミット以降、気候変動に関する国際連合枠組条約や生物の多様性に関する条約を締結するとともに環境基本法を制定し、政府において「アジェンダ21」行動計画が作成されて、持続可能な社会の構築のための総合的かつ計画的な施策の推進に努めることとされている。また、河川法や海岸法の目的には「環境の整備保全」も加えられ、環境省は「戦略的環境アセスメントのガイドライン」を公表している。それにもかかわらず、実際の公共事業においては、持続可能性の理念が法システムとして具体化されていないため、行政部局のセクショナリズム（縦割行政）によって、開発優先の政策決定が先行しているのである。

- 4 われわれの生存の基盤である琵琶湖の環境を保全するためには、従来型の開発志向から脱却して、持続可能性の理念を基礎にして合理的な政策決定を行うことが必要である。そのためには、縦割行政の枠を超えて、それぞれの専門家が科学的知見に基づいて自由に討論を行ない、その結果を合理的な政策決定を担保するための有力な資料として提供できる専門評価機関を創設すべきである（琵琶湖版IPCC）。

このような専門評価機関を設置することは、持続可能な社会の構築と環境保全のために科学的知見の充実を図ることを規定した環境基本法第4条の立法趣旨にも合致するものである。

よって、当連合会は、持続可能な琵琶湖の未来のために、次のとおり提言する。

- ① 琵琶湖の環境変化を分析し琵琶湖及びその周辺地域における開発事業を含むすべての人間活動と環境変化の因果関係について、それらの複合的影響を含め総合的に専門的評価を行う法定の評価機関「(仮称) 持続可能な琵琶湖のための評価機関」(琵琶湖版IPCC)を設置するための評価機関設置法を制定すべきである。
- ② 「(仮称) 持続可能な琵琶湖のための評価機関」において、琵琶湖総合開発が琵琶湖及びその周辺地域の社会・経済・環境の各側面に与えた影響について総合的な事後評価を実施し公表すべきである。

以上のとおり決議する。

2008年（平成20年）11月28日

近 畿 弁 護 士 会 連 合 会